

# 看取りに関する指針

社会福祉法人みぎわ会  
特別養護老人ホームみぎわ園

## 1 看取り介護に関する理念

看取り介護は、医師により近い将来死が避けられないと診断された方に対して、最期の場所及び治療等について本人の意思、ならびに家族の意向を最大限に尊重し、尊厳を保ちながら自然に最期を迎える様に支援するものである。

看取り介護を希望される利用者、家族の支援を最期の時点まで継続することが基本であり、心を込めて支援する。そのため、看取り介護実施中に病院や在宅等に搬送する場合においても、搬送先の病院等への引継ぎ、継続的な利用者・家族への支援を行う。

## 2 看取り介護に関する共通認識

### 【言葉の定義】

「看取り介護」とは、利用者が医師の診断のもと、回復不能な状態に陥った時に、最期の場所及び治療等について本人の意思、並びに家族の意向を最大限に尊重して行う介護である。

「ターミナルケア」とは、余命数か月と診断された人に対し、延命のために行う積極的治療ではなく、身体的・精神的苦痛を緩和し、望む場所で生きるために受けるケアである。

「終末期ケア」とは、医学的に回復の見込みがなく、死が避けられない状態の人に対するケアであり、「看取り介護」や「ターミナルケア」等を受ける状態の人のケアを総称したものである。

\* 「看取り介護」「ターミナルケア」と「終末期ケア」に共通して重要視する点は、時期の見立て・家族との話し合い・日常生活のケア・生活の質の向上・尊厳の遵守・苦痛の緩和・家族へのケアなどがある。

### 【共通認識の内容】

終末期の過程に対する価値観は様々であり、家族の思いも揺れ動くことが多い。本人が慣れ親しんだ場所や人々に見守られ、自然な最期を迎える様に以下の項目を認識した上で支援する。

- ① 看取り介護は日常生活の延長線上にあると捉えた上で、その人らしさを大切にし、心に寄り添うために「わたしの気持ちシート」を活用し、日々の日常ケアの充実につとめる。
- ② 本人とご家族が残された時間を大切にし、ゆったりと過ごされるための支援をする。
- ③ 看取り介護の計画は、本人ならびに家族の意見や思いを大切にして作成する。
- ④ 時間経過や症状変化に伴い、本人、家族の思いが揺れ動いた場合には、いつでも思いを伝えられるように、本人、家族とのコミュニケーションを怠らない様にする。また「同意書」があっても、意思が確定したものと考えない様にする。
- ⑤ 予測されない状態の急変などがあった場合は、医療機関に搬送することがあることを、本人や家族にも理解して頂く。
- ⑥ 家族が遠慮や気兼ねをしないで済むような配慮を行う。

### 3 看取り介護体制

#### (1) 自己決定と尊厳を守る看取り介護

- ① みぎわ園における看取り介護の基本理念に基づいて、本人または家族に対し生前意思（リビング・ウイル）の確認を行う。
- ② みぎわ園の看取り介護においては、医師による診断（医学的に回復の見込みがないと判断）がなされた時が、看取り介護の開始となる。
- ③ 看取り介護実施にあたり、本人または家族に対し、医師または協力病院から十分な説明が行われ、本人または家族に同意を得る。（インフォームドコンセント）
- ④ 看取り介護においては、そのケアに携わる管理者、生活相談員、介護支援専門員、看護師、栄養士、介護職員、機能訓練員が協働し、看取り介護に関する計画書を作成し、本人・家族への説明を行い、同意を得て看取り介護を適切に行う。尚、必要に応じて適宜計画を見直し変更する。

#### (2) 医師・看護師体制

- ① 看取り介護実施にあたり、嘱託医師と協力病院医師等との情報共有により、看取り介護の協力体制を築いていく。
- ② 看護師は医師の指示を受け、利用者の疼痛緩和等安らかな状態を保つように状態把握に努め、利用者の状況を受け止めるように努める。また日々の状況等を随時家族に説明を行い、その不安等に対して適宜対応していく。
- ③ 医師による看取り介護の開始指示を受けて、カンファレンスに基づき多職種による看取り介護計画書を作成し実施するものとする。
- ④ 緊急時における24時間の連絡体制により、適切な連絡と対応を行う。

#### (3) 看取り介護の施設整備

- ① 尊厳ある安らかな最期を迎えるために、個室または静養室の環境整備に努め、その人らしい人生を全うするための施設整備の確保をはかる。
- ② 看取り介護に関して、寄り添いや観察ができる様に、又家族の協力体制（家族の面会、付き添い等）にも配慮して、個室または静養室の提供を積極的に行う。

#### (4) 看取り介護の実施

##### ① 看取り介護の記録・書類等の整備

- ・看取り介護同意書
- ・看取り診断書
- ・看取り及び死後の確認書
- ・医師の指示
- ・看取り介護計画書（作成・変更・追加）
- ・経過観察記録
- ・看取り介護記録
- ・看取りカンファレンス記録
- ・臨終時の記録
- ・看取り介護終了後のカンファレンス記録（振り返りカンファレンス）

##### ② 看取り介護実施における職種ごとの役割

###### 《管理者》

- ・看取り介護の総括管理
- ・看取り介護に生じる諸課題の総括責任

- ・緊急時、夜間帯の緊急マニュアルの作成と周知徹底
- ・看取り介護に携わる全職員への死生観教育と職員からの相談機能

#### 《医師》

- ・看取り介護期の診断
- ・家族への説明（インフォームドコンセント）
- ・緊急時、夜間帯の対応と指示
- ・各協力病院との連絡、調整
- ・死亡確認、死亡診断書等関係書類の記載

#### 《生活相談員、介護支援専門員》

- ・継続的な家族支援（連絡、説明、相談、調整）
- ・看取り介護にあたり多職種協働のチームケアの連携強化
- ・定期的カンファレンス開催への参加
- ・死後のケアとしての家族支援と身辺整理

#### 《看護職員》

- ・医師または協力病院との連携強化をはかる
- ・看取り介護にあたり多職種協働のチームケアの確立
- ・状態観察の結果に応じて必要な処置への準備と対応を行う
- ・疼痛緩和に努める
- ・急変時の対応（夜間オンコール体制）
- ・随時の家族への説明と、その不安への対応及び記録
- ・定期的カンファレンス開催への参加（医師への報告）

#### 《管理栄養士・調理職員》

- ・利用者の状態と嗜好に応じた食事の提供
- ・食事、水分摂取量の把握
- ・定期的カンファレンス開催への参加

#### 《介護職員》

- ・きめ細やかなケア（食事、口腔ケア、清潔保持、排泄等）
- ・身体的、精神的緩和ケアと安楽な体位の工夫
- ・コミュニケーションを十分にとる
- ・看取り介護の状態観察、食事、水分摂取量の把握、浮腫、尿量、排便量等のチェックと記録
- ・定期的カンファレンス開催への参加
- ・寄り添いケアの実施

#### 《機能訓練員》

- ・褥瘡予防
- ・安楽のためのポジショニングの実施
- ・苦痛の緩和への支援
- ・定期的カンファレンス開催への参加

### ③ 看取り期の具体的な介護の内容

#### 《栄養と食事・水分》

- ・多職種と協力し、利用者の食事・水分摂取量、浮腫、尿量、排便量等の確認を行うと共に、食事形態にも配慮し、本人の身体的状況に応じた食事の提供や好みの食事等を提供する。出来る限り最期まで口からの食事・水分摂取を考えて対応する。

#### 《清潔》

- ・本人が快適であることを重視して、身体状況を確認しながら、可能な限り適切な方法（入浴や清拭・口腔ケアなど）で、清潔保持と感染予防を行う。
- ・衣類やリネン、身だしなみを整える。
- ・乾燥による搔痒、搔き傷などによる感染を防ぐための保湿に努める。

#### 《排泄》

- ・食事や水分摂取量、尿量や排便量を確認し、状態に応じて多職種で連携して、適切な排泄の援助を行う。

#### 《環境整備》

- ・本人が家族とゆっくり最期の時間を過ごせる様に個室で対応する。また、音楽をかけたり、花や思い出の品を飾るなど、最期の時を穏やかに、ゆったりと迎えるための環境を整備を行う。
- ・臭いが気になる場合もあるので、アロマオイルや消臭剤等を使用して、芳香や消臭に気をつける。

#### 《苦痛の緩和》

##### \*身体面

- ・本人の身体状況に応じた安楽な体位の工夫と援助、および疼痛緩和等の処置、医師の指示を適切に行う。

##### \*精神面

- ・身体機能が衰弱し、精神的苦痛を伴う場合もあり、手を握る、マッサージする、寄り添う等のスキンシップや励まし、安心される声かけによるコミュニケーションをはかる。

#### 《家族への支援》

- ・時間経過や症状変化に伴い、本人・家族の思いが揺れ動いた場合にも、いつでも思いを伝えられるように、継続的な現状説明や相談を行うなど、常にコミュニケーションをとり、適切な対応を行う。また、隨時家族の意向を確認し、意向に添って対応する。
- ・家族の事情により施設に訪問出来ない場合も、定期的に連絡を取り続け、可能な限り家族の意向を確認しながら介護をすすめる。
- ・夜間・緊急時において連絡すべき家族の連絡先を適宜確認する。
- ・本人、家族から求められた場合における宗教的な関わりに対しては、可能な限り援助を行う。

#### 《死亡時・死亡後の援助》

- ・医師による死亡確認後、エンゼルケアを施行し、家族と看取り介護に携わった全職員でお別れをすることが望ましい。死後の援助として必要に応じて、葬儀の連絡や調整、遺留金品引き渡し、荷物の整理、相談対応等を行う。

#### 《振り返りカンファレンスの実施》

- ・看取り介護が終了した後、看取り介護の実施状況についての評価カンファレンスを行う。
- ・看取り介護対象者の遺品・金品等の引き渡しの際、ご家族（身元引受人）にアンケートの協力を依頼する。

#### 4 看取りに関する職員教育

みぎわ園における看取り介護の理念に基づいて、死生観を育み、看取り介護の理解を深めるために職員教育を実施する。

##### 《職員教育の内容》

- ・看取り介護の理念の理解
- ・死生観教育 死へのアプローチの仕方
- ・看取り期に起こりうる機能的、精神的变化への対応
- ・夜間・急変時の対応
- ・家族への援助法について
- ・看取りケアの具体的方法・・等

##### 《看取り介護・職員教育のサポート体制》

- ・看取り介護実施に関わるチームケアの充実
- ・『看取り介護委員会』の積極的な活動

#### 5 『看取り介護委員会』の活動

**【目的】** 終末期にある利用者に対し、本人の意思と権利を最大限に尊重し、尊厳を保つと共に、本人・家族の思いに寄り添い、最期までその人らしく、また穏やかで安らぎある日々が過ごせるように、組織的支援を目指して活動する。

#### 6 看取り介護のたどる経過と対応

##### みぎわ園の「看取り介護のたどる経過と対応」

経過	状態	対応・ケア	書類等
みぎわ園 入園	入園時		<ul style="list-style-type: none"><li>・人生の最終段階における意思確認書</li><li>・私の気持ちシート</li></ul>
終末期	<ul style="list-style-type: none"><li>持病の悪化や老衰等により全身レベル低下</li><li>病院で回復の見込みが無いと診断されて看取り介護希望で退院</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・嘱託医の診察を受け、本人・家族に対して今後の経過と予想される状態、施設で対応可能な医療提供等についての説明と情報提供</li><li>・嘱託医による終末期（看取り期）の診断と診断書の記入</li><li>・本人・家族の意向を確認し、積極的医療の希望時は医療機関との調整を行う。また、自然な形での看取り希望時は提供可能な環境やケアについて説明後、看取り介護同意書に署名・捺印</li><li>・看取り及び死後の確認書の説明・記入。</li><li>・「私の気持ちシート」を活用したケア</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・看取り診断書</li><li>・看取り介護同意書</li><li>・看取り及び死後の確認書</li></ul>

看取り期	全身状態の変化 (食事量の著しい低下・入眠時間が長くなる・・など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「看取りカンファレンス」の開催 (多職種による: 介護支援専門員・相談員・介護士・看護師・管理栄養士・機能訓練員 等)</li> <li>・食事 (食の楽しみ・形態・内容の工夫)</li> <li>・清潔 (入浴・保清・整容・衣類)</li> <li>・環境 (思い出・好きな事や人や物・香り)</li> <li>・家族への連絡 ・面会の支援</li> <li>・寄り添いケア開始 ・思い出の品物の活用</li> <li>・必要に応じた転室 (静養室または個室)</li> <li>・家族との時間を大切にする支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看取り介護計画書</li> <li>・看取りカンファレンス記録</li> <li>・寄り添い記録</li> </ul>
	死亡直前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死の兆候を的確に把握して、嘱託医と連絡を取りながら状態観察。家族の不安を取り除き、最期の時間を共に過ごせる様に支援する</li> </ul>	
	死亡時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘱託医の死亡診断を受け、家族のお別れ後に、家族の承諾を得て死後の処置 (エンゼルケア) (希望があれば家族と共に実施)。家族の気持ちに配慮しながら対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡診断書</li> </ul>
	死亡後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退所の手続き・行政への届け出方法等について説明</li> <li>・希望に応じて靈安室を使用する (写真や花を飾り故人をしのぶ)</li> <li>・退園時は施設職員でお見送り</li> </ul>	
みぎわ園 退園	退園後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振り返りカンファレンスの開催 (看取りケアの振り返り今後に活かす)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振り返りカンファレンス記録</li> <li>・家族へ「退園後アンケート」</li> </ul>

## 7 医療機関や在宅への搬送の場合

### (1) 医療機関への連絡

医療機関にこれまでの経過説明を充分に行うために、家族の同意を得て、看護サマリー等の必要書類を提示する

### (2) 本人、家族の支援

継続的に本人や家族の状況を把握すると共に、訪問、電話等での連絡を行い、介護面、精神面の援助を行う。

死後の援助として、必要に応じて家族支援 (葬儀の連絡、調整、遺留金品引き渡し、荷物の整理、相談対応等) を可能な限り行う。